

## 令和7年度第1回門真市児童福祉審議会 議事録

1. 日時 令和8年2月18日（水）午後1時から午後4時15分まで
2. 場所 門真市役所本館4階 委員会室
3. 出席者 合田委員長、須河内副委員長、藤本委員、赤嶺委員、東野委員、  
前元委員
4. 事務局 こども部 中野次長  
こども政策課 美馬課長、藤井課長補佐、浅尾主任、蔵元主査  
義川係員  
保育幼稚園課 竹田課長、田中主任
5. 議題 乳児等通園支援事業の認可について

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。

まず始めに、本日は、6名中6名の委員が出席されており、過半数となっておりますので、門真市附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

### 【資料】

- 資料1 門真市児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 資料3 乳児等通園支援事業の認可等について
- 資料4 児童福祉法第34条の15第3項・第4項
- 資料5 乳児等通園支援事業認可申請施設
- 資料6 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について  
認可申請書類一式

以上です。資料に不足がある方は事務局までお声掛けください。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、委員の紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

続いて、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

(事務局)

それでは次第の1「委員長及び副委員長の選任」に進みたいと思います。今回は令和6年6月24日に委嘱させていただいてから初めての会議となりますので、委員長と副委員長を委員の互選により選任いただく必要がございます。

皆様よりご意見等はございませんでしょうか。

(藤本委員)

委員長、副委員長のそれぞれにつきまして、大学において児童福祉や子どもの発達について教鞭をとっておられる合田委員に委員長を、須河内委員に副委員長をお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(他の委員より、異議なしの声あり)

(事務局)

ありがとうございます。

それでは合田委員を委員長に、須河内委員に副委員長をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

続きまして、次第の2「諮問」に移りたいと思います。諮問に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

(宮本市長)

皆様お疲れ様です。

令和7年度第1回門真市児童福祉審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

平素は市政各般、とりわけ福祉に関わる様々な課題に対してご尽力いただいていることに、感謝申し上げる次第でございます。

日本は少子化のもとですね、人口減少を含めて非常に大きな課題、岐路に立たされていると認識しております。

門真市におきましても、出生数の低下ってというのは非常に著しく、とりわけコロナ禍で急激に減って、それからなかなか持ち返しができていないというのが正直なところであります。

その中におきまして、少しでも子育て環境の充実というのは非常に重要なところでもありまして、若いお父さんお母さんにとって楽しく子育てができる環境作りってというのは非常に重要だと思いますし、女性の就労というのもより一層伸びているところでもありまして、こういった環境をですね、国の方におきましても、こども家庭庁の創設、またこども未来戦略ということで、いろんな政策が飛び出されたりしているというところであります。

そういうところにおきまして本市におきまして、こども誰でも通園制度ということで今回皆様方にご審議をいただくわけではありますが、忌憚のない実情を意見交換していただきまして、門真におきましても、適切な保育環境・子育て環境というものの充実を進めてまいりたいというふうに思っています。

現在、4法人7施設が手を挙げられているということで伺っております。

ぜひ少しでもですね、若いお父さんお母さんが安心して子育てできるように皆様方にご尽力いただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶にいたします。

よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、諮問に移りたいと思います。

宮本市長より合田委員長に諮問をお願いいたします。

(宮本市長より合田委員長に諮問)

(事務局)

ありがとうございました。

市長は公務のためにここで退席させていただきます。

(宮本市長退席)

(事務局)

諮問書の写しを皆様にもお配りしますのでご確認いただければと思います。  
その内容について、本日もご審議いただきますのでよろしくお願いいたしま  
す。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任させていた  
だきます。

よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

今回こども誰でも通園制度に関しまして、申請されている法人についてご審  
議いただきたいと思います。

皆様方の活発なご意見を頂戴いたしましたら幸いです。

では早速始めたいと思います。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、次第の3、「会議の公開・非公開」について事務局より説明よろしく  
お願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

門真市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議  
会等の会議は原則として公開するものとしておりますが、「門真市情報公開条  
例」の第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされて  
おります。

本日の審議では、法人より提出された申請書類に基づき、施設の認可につい  
て審議いただきますが、資料の中には、施設の運営や法人の財産等に関する情  
報が含まれており、門真市情報公開条例第6条第2号に定める法人等に関する  
不開示情報、つまり開示することにより、当該法人等または当該個人の競争上  
の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるものが含まれておりま  
す。

そのため、事務局としては、会議は非公開とし、会議録は、施設の認可にかか  
る審議の部分を除いたうえで、公開することが適切ではないかと考えておりま  
す。

この点につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。  
説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から本会議の公開・非公開についてのご説明ありましたが、審議をいろいろな諸事情ということで非公開のすること提案がありましたがこの点につきまして委員の皆様、いかがでしょうか。

(他の委員より、異議なしの声あり)

では事務局から説明ありましたとおり、非公開という形で行いたいと思えます。

それでは、続きまして議題4ということで、本題であります乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の認可について事務局より説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

それではご説明いたします。

はじめに、乳児等通園支援事業の概要について簡単に説明いたします。

本制度は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月10時間の枠内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付であり、保育所などに通われていない生後6か月から満3歳未満までの児童が対象となります。

事業の実施形態については「一般型」と「余裕活用型」の2種類があり、「一般型」は、実施できる施設に制限がなく、受け入れる児童の数に応じて施設の面積や職員を確保して実施するもので、既存施設の在園児と合同で行う方法、既存施設の中に専用の部屋を設けて行う方法、独立した施設として行う方法の3つの形態があります。

配置する職員は原則として専任で、半数以上が保育士である必要があります。また、職員の配置人数は最低2人が必要となります。

「余裕活用型」は、既存の保育所や認定こども園などの利用定員に空きがある場合にその枠を活用して実施するもので、面積や職員配置は既存施設の基準のとおりとなります。

なお、各実施形態の詳細な認可基準は、資料2の「門真市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めております。

また、資料3の「乳児等通園支援事業の認可等について」ではこども家庭庁が示している認可の指針を、資料4では、それに関連して「児童福祉法第34条の15」の第3項・第4項を抜粋してお示ししておりますので、併せてご確認ください。

施設の認可にあたっては、これらで示されている基準を満たしていることを確認していくこととなりますが、すべての基準について、本日の審議でご確認いただくことは難しいため、面積や職員配置などの定量的な基準につきましては、認可申請書類より、すべての施設で満たしていることを事務局で確認させていただいております。

つきまして、委員の皆様にはサービス提供内容、財政基盤、安全確保、リスク対応等の点に重点を置いて、ご審議いただければと思います。

次に、現在、認可申請を受けている施設について説明しますので、資料5「認可申請施設一覧」をご覧ください。一般型がおおわだ保育園の1施設、余裕活用型が幼保連携型認定こども園まことしょうじこども園、幼保連携型認定こども園うちこしこども園、幼保連携型認定こども園きたじまこども園、幼保連携型認定こども園すえひろこども園、小規模保育園きずな、なごみ広場の6施設で計7施設から令和8年4月1日からの事業開始に向けて認可申請を受けているところです。

これらの施設について1件ずつ、皆様にご審議いただきますのでよろしくお願いたします。

これ以降、審議に入っていただきますので、ここで一度説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ただいま、乳児等通園支援事業の概要について事務局より説明がありました。この点についてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

(質問等なし)

(合田委員長)

それでは最初に「おおわだ保育園」についての説明をお願いします。

(事務局)

1ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

1 施設目は、社会福祉法人友愛福祉会が申請されているおおわだ保育園です。

2 ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

おおわだ保育園は、すでに設置されている幼保連携型認定こども園おおわだ保育園の施設において、一般型で実施される予定です。

すでに設置されている認定こども園内で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までです。

認可定員は0歳児が3人、1歳児が3人、2歳児が3人の合計9人です。

職員の配置は管理者が1人、保育士が2人、保育補助としてその他の職員が1名です。

既存施設の職員であるため兼任となっておりますが、利用者がいる場合は事業に専任する形で運用されます。

ここで、8ページの職員体制計画書をご覧ください。

資料の下に職員の配置基準を記載しておりますが、この施設が予定している認可定員に対して必要な保育士等の配置数は2名ですので、必要数以上を確保されております。

3ページに戻ります。

子どもを預かる場所は、認定こども園の2階に設置されている遊戯室で36㎡を確保されており、面積基準は満たしております。

ページが飛びますが、212ページの平面図をご覧ください。

下の図が2階の平面図となっております。

お預かりする部屋が遊戯室のため、室内に仕切りはありませんが、ベビーフェンス等を使用してスペースを確保されるとのことです。また、2階に設置されている部屋ですので、2方向の避難経路を確保されております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、自園調理により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項について、職員による虐待等の防止についてはこども家庭庁及び文部科学省が発出するガイドラインを、衛生管理・健康管理については園で作成したマニュアルの他、こども家庭庁が発出するガイドラインに基づき対応されており、その他の分野においては、マニュアルを作成されているものは提出いただいております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認いただければと思います。

1 施設目の説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

まず最初の「おおわだ保育園」に関する説明がございました。

こちらの施設についてご意見、質問等ございませんでしょうか。

(「おおわだ保育園」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

それでは、2件目としまして「まことしょうじこども園」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、2施設目の説明をさせていただきます。

1 ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

2 施設目は、社会福祉法人まこと鳴滝会が申請されている認定こども園まことしょうじこども園です。

2 ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている認定こども園の施設において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている認定こども園内で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が1人、1歳児が1人、2歳児が1人の合計3人です。

職員の配置は管理者が1人、保育士が18人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、18ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、いずれの部屋もこのフロア内に設置されています。

この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、自園調理により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については認定こども園で使用されているマニュアルに沿って運用されるため、マニュアルを提出いただいております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認ください。

なお、認可申請書類の1つとしている理事会の決議録ですが、当該法人は3月の理事会で乳児等通園支援事業の実施について諮る予定とされているため、代わりとして後日提出される旨の書面を提出されており、皆様に配付している資料では15ページに添付しておりますのでご注意ください。

2施設目の説明は以上でございます。

(「認定こども園まことしょうじこども園」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

それでは、「まことしょうじこども園」に審査は終わらせていただきまして、続きまして3施設目について説明をお願いします。

(事務局)

それでは、3施設目の説明をさせていただきます。

1ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

3施設目は、社会福祉法人雅福社会が申請されている幼保連携型認定こども園うちこしこども園です。

2ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている認定こども園において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている認定こども園内で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が9人、1歳児が12人、2歳児が14人の合計35人です。

職員の配置は管理者が1人、保育士が8人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、155ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、いずれの部屋もこのフロア内に設置されています。

この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、自園調理により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については、事故防止・安全管理に関するものなど作成されているマニュアルは提出いただいております、それ以外については、対応を4ページから5ページにかけて記載されております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認いただければと思います。3施設目の説明は以上でございます。

(「幼保連携型認定こども園うちこしこども園」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

それでは、4施設目の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、4施設目の説明をさせていただきます。

1ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

4施設目は、社会福祉法人雅福社会が申請されている幼保連携型認定こども園きたじまこども園です。

2ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている認定こども園において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている認定こども園内で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が14人、1歳児が18人、2歳児が18人の合計50人です。

職員の配置は管理者が1人、保育士が11人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、154ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、0歳児、1歳児の部屋はこのフロア内に設置されています。

次に155ページが2階の平面図となっており、こちらに2歳児の部屋が設置されています。

この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、自園調理により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については、事故防止・安全管理に関するものなど作成されているマニュアルは提出いただいております、それ以外については、対応を4ページから5ページにかけて記載されております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認いただければと思います。

4施設目の説明は以上でございます。

(「幼保連携型認定こども園きたじまこども園」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

他、「きたじまこども園」に関して質問等はよろしいでしょうか。

それでは、「きたじまこども園」の審議は以上としまして、次が「すえひろこども園」の審議に入りたいと思います。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、5施設目の説明をさせていただきます。

1ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

5施設目は、社会福祉法人雅福社会が申請されている幼保連携型認定こども園すえひろこども園です。

2ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている認定こども園において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている認定こども園内で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が6人、1歳児が8人、2歳児が9人の合計23人です。職員の配置は管理者が1人、保育士8人、子育て支援員が1人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、154ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、0歳児、1歳児の部屋はこのフロア内に設置されています。

次に155ページが2階の平面図となっており、こちらに2歳児の部屋が設置されています。

この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、自園調理により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については、事故防止・安全管理に関するものなど作成されているマニュアルは提出いただいております、それ以外については、対応を4ページから5ページにかけて記載されております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認くださいと思います。

5 施設目の説明は以上でございます。

(「幼保連携型認定こども園すえひろこども園」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

「すえひろこども園」の審議は以上でよろしいでしょうか。  
続きまして、6 件目の施設の説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、6 施設目の説明をさせていただきます。

1 ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

6 施設目は、社会福祉法人雅福社会が申請されている小規模保育園きずなです。

2 ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている小規模保育事業 A 型において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている施設で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3 ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が3人、1歳児が3人、2歳児が4人の合計10人です。職員の配置は管理者が1人、保育士4人、子育て支援員が2人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、154ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、いずれの部屋もこのフロア内に設置されています。

なお、この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして4ページをご覧ください。

食事については、同法人が運営する幼保連携型認定こども園すえひろこども園から搬入により給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については、事故防止・安全管理に関するものなど作成されているマニュアルは提出いただいております、それ以外については、対応を記載されております。

その他、認可申請時に提出いただいております書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認いただければと思います。6施設目の説明は以上でございます。

(「小規模保育園さずな」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

それでは、7番目の施設の説明を事務局よりお願いいたします。

(事務局)

それでは、7施設目の説明をさせていただきます。

1ページ目の乳児等通園支援事業認可申請書をご覧ください。

7施設目は、特定非営利活動法人なごみ広場が申請されているなごみ広場です。

2ページの乳児等通園支援事業実施計画書をご覧ください。

この施設は、すでに設置されている小規模保育事業A型において、余裕活用型で実施される予定です。

すでに設置されている施設で実施されるため、事業所の所在地や管理者、施設の構造については併設施設のものとなります。

次に3ページをご覧ください。

事業の開所は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までです。

認可定員は0歳児が3人、1歳児が4人、2歳児が5人の合計12人です。職員の配置は管理者が1人、保育士5人、子育て支援員が4人、その他の職員が1人でいずれも既存施設の職員です。

子どもを預かる場所は、既存施設の0歳・1歳・2歳の部屋となります。

ページが飛びますが、41ページの平面図をご覧ください。

こちらは、既存施設の1階の平面図となっており、1歳児・2歳児の保育室となっております。

次に 42 ページが 2 階の平面図となっており、こちらが 0 歳児・1 歳児の保育室となっております。

なお、この施設は余裕活用型のため、既存施設の利用定員や設備基準の範囲内で運用されますので、職員の配置基準や面積基準などの最低基準につきましては、すでに満たしております。

戻りまして 4 ページをご覧ください。

食事については、自園調理で給食とおやつを提供される予定であり、食事に係る費用は別途撤収されます。

その他事業に関する事項については、事故防止・安全管理に関するものなど作成されているマニュアルは提出いただいております、それ以外については、対応を記載されております。

その他、認可申請時に提出いただいている書類につきましては、個人情報を含むものを除き、皆様に配付させていただいておりますので、審議の際、必要に応じてご確認いただければと思います。7 施設目の説明は以上でございます。

(「なごみ広場」に関する審議のため省略)

(合田委員長)

他になければ、7 施設分の審議は終了させていただきまして、この後答申の内容について検討ということで、その内容自体を事務局で作成いただく時間を取らせていただくのと併せて、委員は休憩時間とさせていただきますが、何分くらいを休憩時間としましょうか。

(事務局)

内容の精査にお時間をいただきたいので、10 分から 15 分後にお席に着いていただければと思います。

(休憩)

(合田委員長)

それでは、事務局より今回の審議内容の答申について説明をいただきたいと思っております。

(事務局)

それではご説明いたします。

本日の審議の中で非常に多くの意見をいただきましたので、ここで答申自体を固めていただくことは困難だと考えております。

ですので、この場では各施設に対して認可相当か、認可が適切でないかの判断をいただきまして、付帯する意見についてはこちらで精査させていただいたものを改めて委員にお示しをさせていただきますまして、最終の答申とさせていただきますと考えています。

説明は以上です。

(合田委員長)

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたように、各委員の皆様方からたくさん意見をいただきまして、ここで答申書をまとめるのは難しいので、この場では施設の認可の適否について判断をし、それぞれ付帯意見については事務局で精査の上、改めて委員にお示しするという形をとらせていただければと思います。

先ほどまで審議を踏まえると、私も直接に感じましたが、なごみ広場はちょっと大きな課題があるのだと思いますけど、それ以外の施設は意見を付した上で認可する方向でご検討いただけたらありがたいと思います。

そのなごみ広場については、認可基準に疑義っていうのがあるということでその判断になるかなと思います。

私の方でもこのように考えていますが、まずこの考え方、まとめについて皆様方はいかがでしょうか。

(答申についての審議。各施設の審議内容に関わるため省略)

(合田委員長)

ありがとうございます。

我々委員としての意見を集約すると、なごみ広場については、認可が難しいのではないかとというのが皆様方のご意見ですけれども、今問いかけましたおおわだ保育園についても、やはりこのまま認可の方向でいいのかというご意見もありました。

一案として、おおわだ保育園は再審査というか、書類を再提出していただいたらということをご意見としていただきましたので、形としては7園のうち、なごみ広場とおおわだ保育園については認可というには、なごみ広場と同レベ

ルではないのですけれども、今回は認可は置いておいて、他の5施設に対しては、各それぞれ皆様方がいただいたご意見を付帯として認可する方向という形で事務局でまとめていただくということではいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(合田委員長)

でしたら、また改めて事務局の方からこういう形でということで各委員にお示しできるような形をとっていきたいと思います。

誰でも通園制度の審議は以上でよろしいでしょうか。

事務局についても以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。よろしく願いいたします。

(合田委員長)

でしたら、議事の最後になりますが、その他について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

保育所等の職員の虐待に関する通報義務等についてご説明をさせていただきます。

資料6をご準備いただけますでしょうか。

次に、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等についてご説明させていただきます。

資料6の1ページ目をご覧ください。

令和7年10月に児童福祉法が改正され、保育所等において職員による児童虐待が発生した際の通報義務やそれに対する自治体の対応等が規定されました。

具体的な内容については、②の改正内容を見ていただきたいのですが、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務」、「都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置」、「都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見」についてなどが規定されています。

また、対象となる施設・事業についても記載されておりますが、保育所や幼保連携型認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、認可外保育施設など、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設となっております。

次に5ページ目をご覧ください。

資料の左側に通報を受けてからの所管行政庁の動きが簡潔に記載されております。

虐待の通報がされた場合、まずは情報収集と事実確認を行い、虐待の有無を判断し、虐待があったと判断した場合は施設への指導方針を決定します。

そして、決定した指導方針に基づき、安全確保措置や子どもへの支援を行い、最後に児童福祉審議会等へ対応した内容等を報告することとなっております。

次に7ページ目をご覧ください。

こちらには児童福祉審議会等、つまり皆様への報告についての内容が記載されております。

先ほど、所管行政庁の動きでもお伝えしましたが、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合は、児童福祉審議会へ報告しなければならないとされており、その報告事項については資料の中ほどに記載されています。

1つ目が通報等がなされた保育所等の情報、2つ目が虐待を受けた子どもの状況、3つ目が確認できた虐待の状況、4つ目が虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職業、5つ目が所管行政庁において行った対応の内容、6つ目が虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容となっております。

次に、報告事項の右側に報告のポイントが記載されておりますが、これらの報告は数カ月に1回程度、定期的に行うこととされており、さらに重大事案については定期報告とは別に緊急で報告することとされております。

また、報告に際しては、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に委員の皆様にご意見を求めることなどが想定されております。

今後は本市におきましても、保育所等の職員による児童虐待について通報があった場合には、この資料に示された流れで対応を進めたうえで、対応内容等を委員の皆様へご報告させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、令和7年10月の法改正以降、本年1月までの間で、保育所等の職員による児童虐待についての通報はございませんでしたことをご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から保育所等の職員による虐待に関する通報義務について説明がありました。

何かご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

去年の10月1日からスタートしておりますので、何かそういう事案が出てきた場合は、委員の皆様方に集まっていただいて、先ほど説明していただいたとおりの流れをとるということになりますので、またご理解とご協力をいただければと思います。

でしたら、他になければ本当に長時間の中ご審議いただきまして本当ありがとうございました。

以上をもちまして第1回の門真市児童福祉審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。お疲れ様でした。